

仙台高裁に避難計画の評価に踏み込むよう求めた原告団側の努力

2024年12月3日 中嶋 廉

仙台高裁の判決は、避難計画に踏み込んでいます。これは、第1回期日で瀬戸口裁判長が示した別紙の方針に則ったものです。避難計画の判断に踏み込むよう求めて、原告側は控訴理由書等で以下のように主張しました。

①避難計画の前提（判断要件）は、大事故が起きること

避難計画の前提（判断要件）は、いつどんなことがきっかけで大事故が発生するのかの主張・立証ではなく、大事故が起きることである。大事故は起きることがあり得るから避難計画が定められた。大事故の発生する危険の具体的な主張立証を原告に求めることは避難計画の前提（判断要件）である大事故は起きることまで否定することになる。

②いつどんなきっかけで大事故が発生するのかの主張・立証は不可能

可能なら電力会社と規制委員会がそれをして対応に役立てるべきであるが、していないのは不可能であるから。福島第一原発事故で明らかのように、大事故は想定外から発生する。

現に最高裁は令和4年6月17日福島第一原発事故の国家賠償訴訟において、国においてすら予見できないと判示し、避難者からの訴えを棄却している。そうであれば原告たちに予見できるはずがない。

③いつ、どんなきっかけで大事故が起こるか、首長・立証を求めることは非常識である

いつどんなきっかけで大事故が発生するのかの主張・立証は非常識であるとして、以下の例を挙げた。

「避難計画は大型旅客船の救命ボート等の救命設備のようなものである。救命設備を備え付けていない船舶は、法令上航行することが許されていない。これからその大型旅客船に乗る乗客が何らかの理由で救命ボートの欠陥を知り、万が一の海難事故の際に、救命ボートに乗ること自体危険であると船長に訴えた」ところ、

いつどんなことが原因で海難事故が起きるのは船長ですら明らかにできないにもかかわらず、船長は

「救命ボートの欠陥が問題になるのは、救命ボートに乗らざるを得ないような海難事故が起きた時である。よって、いつどんなことが原因で海難事故が起きるのか、その海難事故が切迫していることを証明して欲しい。その証明がない限り、救命ボートの欠陥は取りあげない。」と発言し、欠陥のある救命ボートを放置した。

③公知の事実を否定していいのか

避難計画の前提かつ判断要件は「大事故があり得ること」である。「大事故があり得ること」は避難計画と原子力災害対策指針に明記された公知の事実である。大事故の発生する危険の具体的な主張・立証を求めることは、公知の事実の否定となる。

⑤規制委員会の判断を否定していいのか

第204回国会原子力問題調査特別委員会第3号（令和3年4月8日）における更田政府特別補佐人（原子力規制委員会前委員長）の

「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが、防災に対する備えとしての基本。[中略] これが一緒くたになってしまうと、プラントに安全対策を十分に尽くしたので、防災計画はこのぐらいでいいだろうという考えに陥ってしまう危険がある。プラントに対する安全性を見るという責任と、それから防災対策をしっかりと策定するという責任というのは独立して考えるべき」

「防災を考える場合は、大規模な事故を起きるのは起きるものとして考えることが基本であり、適合している炉であっても、百テラベクレル以上の放出を起こす事故の可能性を否定するべきではないというのが規制委員会の立場である」

との発言及びこの発言が原子力規制委員会を代表する立場での見解であり、原子力規制委員会の見解と同一であることを弁護士照会に基づく原子力規制委員会からの回答。

第1層～4層までの安全審査については規制委員会の判断に従っているのに、避難計画を含む5層について規制委員会の判断を否定するのは矛盾している。

⑥類似判例の否定になる

水戸地裁令和3年3月18日判決

（深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということとはできず、周辺住民の生命、身体が害される具体的危険がある）

札幌地裁令和4年5月31日判決

（防災計画が安全性に欠ければ、そのみで人格権侵害の恐れが認められる）

⑦結論

各防護レベルが独立して有効に機能することが、深層防護の不可欠な要素
第5層の深層防護が徹底されていない原発は、「安全」と評価できない
を主張しました。

以上の努力が、別紙の方針を引き出したのではないかと考えています。

以上